

## 柏崎市産業文化会館 施設利用料金

(単位：円)

施設	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時	時間利用 (1H)	備考
文化ホール (平日)	9,680	12,300	14,420	19,390	25,320	31,710	—	固定席 413人
文化ホール (土日祝)	10,340	13,460	15,400	21,010	28,860	36,410		
第1楽屋	970	1,270	1,270	2,230	2,530	3,500	—	41㎡
第2楽屋	730	1,140	1,270	1,870	2,410	2,990	—	41㎡
大ホール	10,650	13,820	15,970	21,420	27,950	37,390	—	552㎡
応接室	790	1,050	1,080	1,840	2,090	2,920	260	32㎡
第1会議室	1,790	2,320	2,890	4,110	4,770	7,000	670	69㎡
第2会議室	3,230	3,860	4,300	7,090	8,160	11,390	1,080	128㎡
第3会議室	1,140	1,610	1,560	2,520	3,090	4,070	440	48㎡
第4会議室 (和室)	1,060	1,630	2,420	2,690	3,690	4,940	550	37㎡ (24畳)
第5会議室	940	1,250	1,940	2,190	2,880	3,780	430	37㎡
第6会議室	1,260	1,940	2,420	3,080	3,760	5,090	550	50㎡
研修室	1,250	1,720	1,880	2,720	3,600	4,840	470	56㎡
展示室	2,750	3,660	3,700	5,650	6,740	9,040	—	109㎡

※表示料金には消費税を含みます。

- 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料金は、定額の10割増とするほか、次項、第3項及び第6項の規定を適用する。
- 2 入場料（名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をいう。以下同じ。）を徴収する映画、演劇、演芸、演奏及びこれらに類似の利用又は商品の販売にあっては、施設の利用料金は、定額の10割増とする。ただし、入場料が2,000円以下の場合の施設の利用料金は定額の5割増とする。
- 3 業務上の利用又は広告、宣伝、展示その他これらに類するものであって将来に利便を得ようとして利用すると認めるときは、施設の利用料金は、定額の5割増とする。
- 4 時間利用する場合の施設の申し込みは、利用日の1か月以内から受け付ける。利用時間は2時間以上とし、それを越える場合は1時間単位とする。
- 5 利用時間が本表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は、行わない。
- 6 利用時間を超過して利用時間区分外である正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時まで利用した場合（時間利用を除く。）の当該超過に係る利用料金は、利用時間区分の利用料金の時間割計算による額の2割増相当の額とする。この場合において1時間に満たないときであっても、1時間として計算する。
- 7 会館で公演するために、文化ホール及び楽屋を準備又は練習で利用する場合の施設の利用料金は、定額の5割を徴収する。
- 8 算定した利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。
- 9 休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年 法律第178号）に規定する休日をいう。
- 10 附属設備利用料金については、別に定める。

＜還付について＞

利用料金の還付ができる場合とその額は、次のとおりです。

- (1) 災害その他の事故により会館が利用できなくなったとき。 . . . . . 利用料金の全額
- (2) 利用しようとする日の3か月前までに文化ホール、大ホール、展示室及び楽屋の利用の変更又は取消しを申し出たとき。 . . . . . 利用料金の7割
- (3) 利用しようとする日の7日前までに会議室、研修室及び応接室の利用の変更又は取消しを申し出たとき。 . . . . . 利用料金の7割
- (4) 附属設備の利用の変更又は取消しを申し出たとき。 . . . . . 利用料金の全額